

第 2 回世羅町議会定例会会議録

令和 7 年 6 月 13 日
第 4 日 目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和7年第2回世羅町議会定例会（第4号）

令和7年6月13日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第1 | 発委第2号 | 世羅町議会会議規則の一部を改正する議会規則 |
| 第2 | 議案第47号 | 財産の取得について |
| 第3 | 議案第48号 | 財産の取得について |
| 第4 | 議案第49号 | 財産の取得について |
| 第5 | 陳情第8号 | 平成30年（2018）年7月6日崩落した龍王山山肌及び
関係する水路・里道などの改修工事の要望書 |
| 第6 | 陳情第9号 | せらにし地域の医療体制整備に関する要望書 |
| 第7 | 陳情第10号 | 全国学力・学習状況調査の悉皆実施中止を求める陳情
書 |
| 第8 | 陳情第11号 | 誰もがどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護
の実現を求める陳情書 |
| 第9 | 陳情第12号 | 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める
陳情 |
| 第10 | 陳情第13号 | 「最低賃金全国一律制への法改正」を求める陳情 |
| 第11 | 陳情第14号 | 消費税率5%以下への引き下げと消費税の適格請求書
等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める陳情
書 |
| 第12 | | 総務文教常任委員会報告 |
| 第13 | | 産業建設常任委員会報告 |
| 第14 | | 議会広報広聴常任委員会報告 |
| 第15 | | 議会改革調査特別委員会調査中間報告 |
| 第16 | | 議員派遣について |

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 亀 田 知 宏	2 番 佐 倉 悠 希
3 番 矢 山 靖	4 番 宗 重 博 之
5 番 佐 々 木 浩 康	6 番 福 永 貴 弘
7 番 向 谷 伸 二	8 番 上 本 剛
9 番 松 尾 陽 子	10 番 藤 井 照 憲
11 番 田 原 賢 司	12 番 高 橋 公 時

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 市 尻 孝 志	総 務 課 長 升 行 真 路
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 藤 井 道 代
税 務 課 長 小 林 英 美	町 民 課 長 道 添 毅
子育て支援課長 藤 井 博 美	健康保険課長 宮 崎 満 香
福 祉 課 長 和 泉 美 智 子	産業振興課長 住 田 谷 保
商工振興課長 山 崎 誠	建 設 課 長 福 本 宏 道
上下水道課長 広 山 幸 治	せらにし支所長 前 川 弘 樹
教 育 課 長 早 間 貴 之	学校教育課長 藤 原 康 治
社会教育課長 正 田 一 志	

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 間 處 俊 彦
囑 託 書 記 貞 光 有 子	

開 議 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（高橋公時） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 発委第2号 世羅町議会会議規則の一部を改正する議会規則を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○11番（田原賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 発委第2号

世羅町議会会議規則の一部を改正する議会規則

上記の議案を、別紙のとおり世羅町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和7年6月13日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

提出者 議会改革調査特別委員会
委員長 田原 賢司

提案理由でございます。

議場音響設備改修工事の竣工に伴い、議場には電子採決システムが導入された。本会議における表決の手法について、電子採決システムによる表決を可能とするものである。

世羅町議会会議規則の一部を改正する規則

世羅町議会会議規則（平成16年世羅町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第81条の次に次の1条を加える。

（電子表決システムによる表決）

第81条の2 前条第1項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるとき

は、電子表決システム（ボタンの操作により問題の可否を表明し、その結果を議場内に表示する装置をいう。次項及び第 87 条ただし書において同じ。）による方法で表決をとり、可否の結果を宣告することができる。

- 2 電子表決システムによる方法で表決をとるときは、問題を可とする者は賛成ボタンを、問題を否とする者は反対ボタンを押さなければならない。なお、表決の確定の宣告がなされた場合において、賛成ボタン又は反対ボタンのいずれも押していない者は、反対ボタンを押したものとみなす。

第 87 条ただし書中「起立の」を「起立又は電子表決システムによる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（条例等改正新旧対照表にて説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。

議員全員が所属する委員会でありますので質疑はなしといたします。

これより討論に入ります。 討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、発委第 2 号 世羅町議会会議規則の一部を改正する議会規則 については、原案のとおり可決されました。

この際、日程第 2 議案第 47 号 財産の取得についてから日程第 4 議案第 49 号 財産の取得についての「3 件」について関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（升行真路） おはようございます。追加議案 1 ページをお開きください。

議案第 47 号

財産の取得について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年世羅町条例第56号）第3条の規定により、別紙のとおり財産を取得することについて、町議会の議決を求める。

令和7年6月13日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

小型動力ポンプ付積載車購入について、5者による指名競争入札執行の結果、令和7年5月28日、荒谷オート株式会社 代表取締役 荒谷 勝之に落札決定したので、物品購入契約を締結したい。

1 財産の表示

種 類	内 容	数 量
車 輦	小型動力ポンプ付積載車 (第1分団第3部1班)	1 台

2 取得価格

小型動力ポンプ付積載車（第1分団第3部1班）

12,089,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 1,099,000 円）

3 相手方

荒谷オート株式会社

代表取締役 荒谷 勝之

（詳細説明）

追加議案3ページをお開きください。

議案第48号

財産の取得について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成

16 年世羅町条例第 56 号) 第 3 条の規定により、別紙のとおり財産を取得することについて、町議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 13 日 提出

世羅町長 奥 田 正 和

提案理由でございます。

小型動力ポンプ付積載車購入について、5 者による指名競争入札執行の結果、令和 7 年 5 月 28 日、金光モータース 代表者 金光 恒彦に落札決定したので、物品購入契約を締結したい。

1 財産の表示

種 類	内 容	数 量
車 輦	小型動力ポンプ付積載車 (第 1 分団第 3 部 2 班)	1 台

2 取得価格

小型動力ポンプ付積載車 (第 1 分団第 3 部 2 班)

11,438,900 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 1,039,900 円)

3 相手方

金光モータース

代表者 金光 恒彦

(詳細説明)

追加議案 5 ページをお開きください。

議案第 49 号

財産の取得について

世羅町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成 16 年世羅町条例第 56 号) 第 3 条の規定により、別紙のとおり財産を取得することについて、町議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 13 日 提出

提案理由でございます。

小型動力ポンプ付積載車購入について、4者による指名競争入札執行の結果、令和7年5月28日、双葉自動車株式会社 代表取締役 岡田 賢造に落札決定したので、物品購入契約を締結したい。

1 財産の表示

種 類	内 容	数 量
車 輦	小型動力ポンプ付積載車 (第3分団第4部2班)	1 台

2 取得価格

小型動力ポンプ付積載車（第3分団第4部2班）

12,100,000 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 1,100,000 円）

3 相手方

双葉自動車株式会社

代表取締役 岡田 賢造

（詳細説明）

○議長（高橋公時） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

○2番（佐倉悠希）（挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 資料を見る限り車両3台ともミッション車なんですけれども、なぜオートマ車ではないのかということなんですけれども、今年の4月25日の中国新聞でも取上げられているんですけれども、道路交通法施行規則改正、4月に改正しておりまして、基本的にこれから免許取得はオートマ限定ということが基本ということになるということで、23年です、広島県内の普通免許の取得状況は73%がオートマ、それ以外がミッションとなっているんですけれども、

これちょっと古いデータなんですけれども、2019 年日本自動車販売協会連合会の調査によるとミッション車の販売比率はわずか 1.4%となっておりますので、これからますますオートマ限定で免許取得される方が増える傾向にあるんじゃないかなと思います。この施行規則改正に伴って、自動車学校のほうもミッション車というのを減らしていくんじゃないかなというふうに思っております、なぜ、ミッション車を導入されるのかということをお聞きします。

○総務課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（升行真路） それでは佐倉議員のなぜ、この車両についてはミッション車の選定を行っているのかということのご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、この車両を選ぶ際につきましては、地元の班に次期更新に向けてどういった車両がよろしいかということについてはご相談をさせていただいております。今、2 番 佐倉悠希議員がご質疑をいただいたとおりですね、オートマが良いという場合につきましては現在トラック車両については、4WDでオートマチックというのが存在しておりません。そうしたなかで、軽の消防車両を選ばれる団がいらっしゃいます。そうしたなかでその班に対して聞取りを行って、ミッション、また今の現在の車両で良い場合については、そのまま同様の先ほど提案理由で、議案の説明資料の中でも記載をさせていただいております 6 名のマニュアルトランスミッション、四輪駆動ということで、車両のほうを購入をさせていただいております。

また併せまして、四輪駆動というのが、どうしてもこの中山間地域においては必須となってまいります。四輪駆動を選ばれる際については、どうしても現行の 2t 程度の車両ですね、ああいったものを選ばれる場合については、マニュアルトランスミッションしか現在はないという状況であります。そうしたなかで、どうしてもマニュアルになってしまうという状況。マニュアルが難しい場合につきましては先ほど申し上げました軽車両を選んでいただく部も現在のところはございます。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

○2 番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2 番 佐倉悠希議員。

○2 番（佐倉悠希） この車両の仕様の中に詳細が載っていないので、軽車両なのか、普通車両なのか、トラック車両なのか、ちょっとそこら辺がわからなかった

部分があるのでお伺いしたところもあるんですけども、軽車両と普通車については4WDで、オートマチック車はあるっていうのは確認はしているんですけど、これトラック車なんですね。トラック車じゃないといけないという、仕様ということで間違いないでしょうか。

○総務課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（升行真路） お答えをいたします。すみません、私この車両購入、消防車両の購入が初めてなもので、前の軽車両の購入のときの分を覚えてないんですが、軽車両のときにつきましては、定員が4名となりますので、定員4名オートマチック、4WD、おそらくであります、軽ということでは、表記はさしていただくのではないかというふうに考えております。このたびのこの3台の購入につきましては、現行の2tトラックで購入をさせていただいております。

○議長（高橋公時） ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第47号 財産の取得について 討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、議案第47号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第48号 財産の取得について討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 48 号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第 49 号 財産の取得について 討論はありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員 であります。

したがって、議案第 49 号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

この際、日程第 5 陳情第 8 号 「平成 30 年(2018)年 7 月 6 日崩落した龍王山山肌及び関係する水路・里道などの改修工事の要望書」から日程第 11 陳情第 14 号 「消費税率 5 % 以下への引き下げと消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)の廃止等を求める陳情書」までの 7 件を「一括議題」とします。

日程第 5 から日程第 11 までの 7 件については、所管の常任委員会へ付託してありますので、審査の結果について委員長の報告を求めます。

はじめに、総務文教常任委員長から、陳情第 9 号、陳情第 10 号、陳情第 11 号、陳情第 12 号及び陳情第 13 号について、報告を求めます。

陳情第 9 号について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長(松尾陽子) 議長。

○議長(高橋公時) 松尾委員長。

○総務文教常任委員長(松尾陽子) 令和 7 年 6 月 13 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

総務文教常任委員会

委員長 松尾 陽子

総務文教常任委員会審査報告

6月3日の本会議において本委員会に付託された陳情については、次のとおり審査したので会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の審査】

- 1 開会日時 令和7年6月10日（火） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 松尾陽子、宗重博之、佐倉悠希、佐々木浩康、田原賢司、
高橋公時
- 4 審査事項と結果

（1）陳情第9号 せらにし地域の医療体制整備に関する要望書

陳情提出者 世羅町黒川

黒川自治会 会長 中島 強 外445名

陳情の趣旨 令和6年9月に世羅西地域の医療を長年支えられてきた医院が閉院となり、高齢者が多く住む世羅西地域の医療体制を維持していくよう町に求めるという要望。

委員の議論 委員からは、「要望にあるとおり、一日でも早い世羅西地域での医療体制の整備が必要であり、賛成である」との意見が出された。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第10号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 松尾委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（2）陳情第10号 全国学力・学習状況調査の悉皆実施中止を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労働組合総連合 議長 神辺 泰

陳情の趣旨 全国学力・学習状況調査は2007年から全国の小学校6年生と中学校3年生を対象にほぼ毎年実施され、都道府県・政令市、地域によっては学校別の平均正答率の公表により、子どもと学校が競争に駆り立てられている。一人ひとりにゆきとどいた教育を求め、全国学力・学習状況調査の悉皆実施の中止を

求める意見書を国に対して提出することを求める陳情書。

委員の議論 委員からは、「教育委員会の説明で、学力調査は子どもたちの実態を把握する客観的なテスト調査と捉えており、テストのための練習や学習の押し付けといった実態はない。テストの結果を授業の改善に活用されているとあったので、中止を求めるべきではない。」

「学びを支えるための道具としてテストするのは意味がある。悉皆ではなく、必要に応じた調査なら理にかなうのではないか。」との意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第 11 号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 松尾委員。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（３）陳情第 11 号 誰もがどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労働組合総連合 議長 神辺 泰

陳情の趣旨 公立公的病院の統廃合や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療、介護体制の充実を図ること。医療や介護現場の労働者の賃上げ、人員配置増、医療機関及び介護事業所の事業・経営ができる内容となるよう、診療報酬・介護報酬の改定を実施すること。そして、すべての医療機関や介護施設に行き渡る物価高騰支援策を拡充すること。これら３点の実現を要請する意見書を国及び政府へ提出することを求める陳情書。

委員の議論 委員からは、「世羅中央病院には町からの補助金が出ており、国でも病床により、補助金が出ると聞いているので、採択の

必要はないと考える。」との意見が出された。

審査の結果 賛成なしにより「不採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第 12 号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（４）陳情第 12 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労働組合総連合 議長 神辺 泰

陳情の趣旨 女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを求める意見書を国及び政府に対して提出することを求める要望。

委員の議論 委員からは、「この問題は、国がやるべきことであり、アジアの他の諸国でも取り組んでいる。国際的に恥ずかしくない人権感覚を持つ必要がある。地方からも声をあげるべきである。」「L G B T 理解増進法が成立している。男女共同参画社会になりつつあるので、あえて国に意見書を提出すべきことではないと考える。」との意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決した。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

つぎに、陳情第 13 号について、報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子）

（５）陳情第 13 号 「最低賃金全国一律制への法改正」を求める陳情

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労働組合総連合 議長 神辺 泰

陳情の趣旨 最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制」にすること。そして、最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、原材料費と人件費が価格に適正に反映される仕組みを整備することを要請する意見書を国に対して提出することを求める陳情書。

委員の議論 委員からは、「全国一律の最低賃金の必要性は理解できるが、中小企業への補助の部分が抽象的なので賛成できない。事業継続が困難になっていく事例も見受けられる。軽々には賛成できない。」との意見が出された。

審査の結果 賛成なしにより「不採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 以上、総務文教常任委員会に付託された陳情の審査報告といたします。

○議長（高橋公時） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

まず陳情第9号 「せらにし地域の医療体制整備に関する要望書」の討論は、ありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第9号 「せらにし地域の医療体制整備に関する要望書」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員 であります。

したがって、陳情第9号 「せらにし地域の医療体制整備に関する要望書」 は委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 10 号 「全国学力・学習状況調査の悉皆実施中止を求める陳情書」の討論は、ありませんか。

(「なしの声」あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 10 号 「全国学力・学習状況調査の悉皆実施中止を求める陳情書」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。

したがって、陳情第 10 号 「全国学力・学習状況調査の悉皆実施中止を求める陳情書」は不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 11 号 「誰もがどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書」の討論は、ありませんか。

○ 3 番(矢山 靖) 議長。

○議長(高橋公時) 委員長報告は「不採択すべきもの」でありますので、まず賛成討論の発言を許します。3 番 矢山 靖議員。

○ 3 番(矢山 靖) 陳情第 11 号「誰もがどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書」に賛成の立場で討論いたします。

現在医療機関は 2024 年の診療報酬引下げなど、感染症対策に必要な物品など、物価高騰による影響で多くの医療機関の経営が悪化しています。病院や診療所、介護事業所など、医療体制の崩壊が進んでおり、全国の病院団体は地域医療・介護は崩壊の寸前だと国に対策を求めています。政府は全国の医療機関の病床数を最大 11 万床減らし、1 兆円の医療費を削減することを合意しました。

また、病床を削減する医療機関に削減 1 床あたり、400 万円の給付を出すという事業が行われています。これは休廃業の加速、病院潰しになるのではないのでしょうか。高齢になると多くの人が持病を抱え、感染症にかかれば入院が必要なケースが増えるといいます。コロナやインフルエンザ、また新たな感染症の危惧もあります。誰もが住みよい世羅町にするためにも、地域医療体制の整備と維持は

必要で、陳情は当然の内容であります。議員皆様におかれましてはどうかこの陳情の趣旨をしっかりと汲みとっていただき、賛同を呼び掛けて討論いたします。

○議長（高橋公時） 次に本案に対する反対討論の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 11 号 「誰もがどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立少数）

起立少数 であります。

したがって、陳情第 11 号 「誰もがどこに住んでいても、安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書」は不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 12 号 「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情」の討論は、ありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 12 号 「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情」に対する委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立少数）

起立少数 であります。

したがって、陳情第 12 号 「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情」は不採択とすることに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 13 号 「「最低賃金全国一律制への法改正」を求める陳情」の討論は、ありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 13 号 「「最低賃金全国一律制への法改正」を求める陳情」 に対する
委員長報告は、「不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

(起立少数)

起立少数 であります。矢山賛成

したがって、陳情第 13 号 「最低賃金全国一律制への法改正」を求める陳
情」は不採択することに決定されました。

つぎに、産業建設常任委員長から、陳情第 8 号及び陳情第 14 号について報告
を求めます。

陳情第 8 号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 上本委員長

○産業建設常任委員長（上本 剛） 令和 7 年 6 月 13 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

産業建設常任委員会

委員長 上本 剛

産業建設常任委員会審査報告

6 月 3 日の本会議において本委員会に付託された陳情については、次のとおり
審

査したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の審査】

1 開会日時 令和 7 年 6 月 9 日（月） 午前 9 時 00 分開議

2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室

3 出席委員 上本 剛、矢山 靖、亀田知宏、福永貴弘、向谷伸二、藤井照憲
（高橋議長）

4 審査事項と結果

（1）陳情第 8 号 平成 30 年（2018）年 7 月 6 日崩落した龍王山山肌及び関係
する水路・里道などの改修工事の要望書

陳情提出者 世羅町宇津戸

世話人代表 宗田 昭義 外 16 名

陳情の趣旨 平成 30 年の災害発生以降、毎日不安な生活を送っている。
先に発生した崩落現場が原因で更に大災害が発生する危険
性があることから、早急な災害現場の早期復旧工事を求める
という陳情書。

委員の議論 委員からは、「県工事なので町とすれば要望書の趣旨を鑑み、
しっかり応援すべき」などの意見が出された。

審査の結果 賛成全員により「採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

陳情第 14 号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 上本委員長。

○産業建設常任委員長（上本 剛）

（２）陳情第 14 号 消費税率 5 % 以下への引き下げと消費税の適格請求書等保
存方式（インボイス制度）の廃止等を求める陳情書

陳情提出者 広島市東区光町

広島県労働組合総連合 議長 神辺 泰

陳情の趣旨 消費税減税こそ物価高騰から暮らしを守り、内需拡大と経済
立て直しに最も有効かつ抜本的な対策であることから、国に
おいて消費税 5 % 以下への引下げとインボイス制度等の事
業者に過度な負担を与える制度を早急に廃止することを強
く要望し、国に対して意見書の提出を求めるという要望書。

委員の議論 委員からは、「消費税、インボイス、いずれも定着しつつあ
る制度なので、市町から廃止の陳情というのは適切ではな
い」などの意見が出された。

審査の結果 賛成少数により「不採択すべきもの」と決しました。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 以上、産業建設常任委員会に付託された陳
情の審査報告といたします。

○議長（高橋公時）　以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

これより討論を行います。

陳情第 8 号　「平成 30 年（2018）年 7 月 6 日崩落した龍王山山肌及び関係する水路・里道などの改修工事の要望書」の討論は、ありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 8 号　「平成 30 年（2018）年 7 月 6 日崩落した龍王山山肌及び関係する水路・里道などの改修工事の要望書」に対する委員長報告は、「採択すべきもの」であります。

本件について「委員長報告のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員　であります。

したがって、陳情第 8 号　「平成 30 年（2018）年 7 月 6 日崩落した龍王山山肌及び関係する水路・里道などの改修工事の要望書」は委員長報告のとおり、採択することに決定されました。

これより討論を行います。

陳情第 14 号　「消費税率 5 % 以下への引き下げと消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める陳情書」の討論は、ありませんか。

（「なしの声」あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第 14 号　「消費税率 5 % 以下への引き下げと消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める陳情書」に対する委員長報告は、不採択すべきもの」であります。

本件について「原案のとおり決定することに賛成」の方の起立を求めます。

（起立少数）

起立少数　であります。

したがって、陳情第 14 号　「消費税率 5 % 以下への引き下げと消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める陳情書」は不採択とする

ことに決定されました。

ここで休憩いたします。再開は 9 時 5 5 分いたします。

休 憩 9 時 4 4 分

再 開 9 時 5 5 分

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第 12 総務文教常任委員会報告を行います。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 松尾委員長。

○総務文教常任委員長（松尾陽子） 令和 7 年 6 月 13 日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

総務文教常任委員会

委員長 松尾 陽子

総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会をつぎのとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 7 年 6 月 10 日（火） 午前 9 時開会
- 2 開会場所 世羅町役場 第 1 会議室
- 3 出席委員 松尾陽子、宗重博之、佐倉悠希、佐々木浩康、田原賢司、高橋公時
- 4 説明員 町長、副町長、総務課長、財政課長、企画課長、子育て支援課長、教育長、学校教育課長、社会教育課長
- 5 調査項目及び内容

（１）現地調査

ア 世羅町学校給食センター（大字本郷）

（ア）給食センター運営状況

今のところ大きな問題はないが、皿やはしなど食器の数が足りないことがあったが、その後はダブルチェックを徹底させた。

委員から、米価が高騰しているがその後の変更はないのかとの問いに、変更はしていないとの回答があった。

地域住民から騒音や街灯がなく夜間の照明に対しての要望があるがその対応はとの問いには、騒音については測定調査を準備中であるとの回答があった。ダクト周りの遮音壁の設置なども考えられるが、いずれにしても丁寧な対応をお願いしたいとの意見が出された。

(イ) 給食センターの玄関ロビー床面の状況

玄関ロビーの床面に凸凹が生じたが、学校教育課立ち会いのもと業者によってすでに修復が完了しているとの説明があった。

委員から、ビフォーアフターの写真だけでなく、修復作業工程の写真などの資料提供を求めた。(委員会の追加資料要求により後日配布されることとなった)

イ 世羅町防災センター(大字西上原)

(ア) 防災センター施設及び防災備蓄品の確認

防災センターの施設内の各部屋、防災備蓄品の種類や数を確認した。

1階に段ボールベッド、ブルーシート、テント、土のう袋、杭など、2階に水、アルファ化米、プライベートテント、折り畳みベッド、液体ミルク、紙おむつや生理用品などの備蓄品を確認した。

(2) 学校制服に関する教育委員会の取組状況について

ア 保護者負担の軽減、規定遵守の選択幅の拡大

素材の変更、ボタンやネームの見直しなど業者と連携を図りながら取り組むことを指示している。規定のサイズが合わない、洗い替えなどを類似の物でも認めるなど保護者からの相談によって対応しているとの説明があった。保護者から制服変更の相談はとの問いには、学校には制服変更の相談はないとの回答があった。

要保護・準要保護の就学援助は、制服にも使っていただけるが、学用品を含めた支援であるとの説明に、公的補助なので、制服を含め全ての物品に対して一定程度低く抑えていく姿勢は教育委員会として必要であり、業者にも協力を求めるべきとの意見が出された。

イ 保護者による支払い

従来の現金払いに加えて口座振替が選択できるよう教育委員会が指導している。

各学校長へはもちろん、町内業者には学校教育課長が直接面談したとの説明があった。学級費などの集金は、学校でされていない状況の中で現金での支払いは

是正されていくべきではないかとの意見に、そういった視点での説明をしている。
今後とも取組みを継続していきたいとの回答があった。

ウ 近隣市町の情報について

近隣5市町の制服価格を聞き取り調査した。

ただし、全小中学校ではなく、抽出したものであり、概数である。

小学校男子 平均1万5500円 最大2万円 最小9300円

小学校女子 平均1万6000円 最大2万円 最小1万400円

中学校男子 平均3万9000円 最大4万3000円 最小3万3000円

中学校女子 平均4万1000円 最大5万2000円 最小3万3000円

支払い方法は、小売店によって異なる（現金のみ、クレジット決済、QR決済）

教育委員会としての指導は、学校に対して助言する立場で行っているとの説明があった。

委員からは、世羅町の価格とあまり変わらないので驚いているとの感想があった。

今回の委員会に対する資料提供として、聞き取りした学校の一覧を求めた。また、9月定例会の際に実際の制服の購入数と入学者数の比較の資料提供を求めた。

（制服価格については、委員会の追加資料要求により後日配布されることとなった）

（3）陳情第10号「全国学力・学習状況調査の悉皆実施中止を求める陳情書」 の考え方

世羅町としては、子どもたちの実態を把握する客観的なテスト調査として捉えている。

学力の全部ではなく、部分的なところを計り、子どもたちの実態を捉えるところに、その後の授業改善に活用している。テストのための練習とか、学習の押し付けといった実態はない。点数が上回ったとか、下回ったとか、競争に勝つためとかという観点での学習準備はしていないため、悉皆による悪影響はないと考えている。

学習指導要領は、生徒同士で競ってはいけないとしているのかとの委員からの問いに、切磋琢磨という言葉があるが、モチベーションを持つという点で競争も必要な点ではある。悉皆調査であるからこそ自分の学校の課題が把握できる。教育委員会としても競争をあおっていない。

（４）防災について

ア 災害時の避難所等の通信手段の確保

避難所としている自治センター及び体育館に、特設公衆電話を設置し、避難者の通信手段としている。

大規模災害においては、通信事業者において通信サービスの確保を行う。町としての通信手段は、一般電話、携帯電話、特設公衆電話の利用と併せ各地域消防団が所有している無線機の活用を考えている。

イ SOBO-WEB（新総合防災情報システム）の活用状況及び方針

新総合防災情報システム（SOBO-WEB）とは、災害情報を地理空間情報として共有するシステムで、災害発生時、対応機関が被災状況等を早期に把握・推計し、俯瞰的に捉えることで、被害の全体像の把握を支援することを目的としている。広島県が整備・運用している防災情報システムに入力すると、その情報が新防災情報システムに自動送信され、公開される。今後も継続して活用する方針。

ウ Lアラートの活用状況

Lアラートは、全国の自治体から収集した避難指示等の災害情報等を報道機関に一斉に配信し、災害情報等を迅速かつ効率的に住民に伝達するためのシステムであり、一般社団法人マルチメディア振興センターが運営している。

広島県の防災情報システムに入力することによりその情報が反映される。

委員からの災害情報のシステム入力と情報収集、また隣接地域との情報交換はとの問いに、システム入力は、生活安全係の職員が毎年県のシステム研修会や訓練等に参加し、入力する。災害情報は、建設課、産業振興課から報告されたものを集約して入力している。また、隣接地域の災害情報、道路の通行止めなどを SOBO-WEB を使って地図上で確認できるので、隣接地域の状況も世羅町で把握できるとの回答があった。

エ 避難所の環境改善（トイレの設置基準、一人当たりのスペース、受援計画）

トイレの設置基準は、昨年 12 月の改定により災害そのものが長期化したときは 50 人に 1 基から 20 人に 1 基、そのうち女性のトイレは、男性の 3 倍が望ましいと規定されている。

1 人当たりのスペースは 2 ～ 3 m²と通路が確保できることが望ましい。備蓄品の プライベートテントは、約 4 m²を確保できる。

受援計画については、令和 5 年に制定しており、大規模災害時に避難所運営、物資集積拠点運営、住家被害認定調査等の支援を受けることにしている。世羅町

から被災地に応援に行くことも想定している。

委員からの、トイレの環境を整えることは、災害関連死を防ぐ観点からも重要だと考えるがとの問いには、世羅町の1次避難所では基準を賄える状況にある。衛生関係の汲み取り業者と災害協定を結ぶことになっており、安心安全なトイレの運用ができると考えているとの回答があった。

(5) 令和7年度入札発注工事(250万円以上)の契約・進捗状況及び発注予定について

契約・進捗状況についてはなし。

建設工事発注予定一覧表により、財政課3件、企画課2件、学校教育課3件及び社会教育課1件の調査を行った。

(6) 世羅高校教育環境支援事業の効果検証について

ア 事業費及び事業内容(令和4年度～令和6年度)

イ 入学者数及び進学状況

委員からは、世羅高校の入学者を増やす、世羅高校を存続させることが大前提となっていると思うが、支援内容の見直しが必要なのではないかとの問いには、町としては、世羅高校の存続というところに重きをおいて補助事業行っているとの回答があった。

世羅高校を選んだ人でなく選ばなかった人からのアンケートを実施して、それぞれの対策が世羅高校を選ばなかった人に響く施策になっているかを検証する必要があるのではないかと問いには、令和5年度には町内の中学校を卒業された世羅高校の生徒の保護者及び町外の高校に通う保護者も対象としてアンケートを実施している。継続してアンケート調査はやっていきたいとの回答があった。他の市町での支援の状況はとの問いには、合併5町に聞き取りをしたとの回答があった。

(聞き取り内容をまとめた資料は、委員会の追加資料要求により、後日配布されることとなった)

6 その他(令和7年度行政視察について)

(1) 視察日時及び視察先

7月15日(火) 13:00～ 福岡市認知症フレンドリーセンター

7月16日(水) 10:00～ 福岡県篠栗町役場

(2) 視察目的

- ・福岡市が取り組まれている認知症の人が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすための認知症の知識やコミュニケーション技法ユマニチュードについて視察研修し、世羅町での取組みの参考とする。
- ・福岡県篠栗町で行われている行政窓口業務の民間委託について、行政の窓口の効率化などを学び、世羅町での取組みの参考とする。

以上、総務文教常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

日程第13 産業建設常任委員会報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 上本委員長。

○産業建設常任委員長（上本 剛） 令和7年6月13日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

産業建設常任委員会

委員長 上本 剛

産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第77条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和7年6月9日（月） 午前9時00分開議
- 2 開会場所 世羅町役場 第1会議室
- 3 出席委員 上本 剛、矢山 靖、亀田知宏、福永貴弘、向谷伸二、藤井照憲
（高橋議長）
- 4 説明員 町長、副町長、財政課長、町民課長、産業振興課長、
商工観光課長、建設課長、上下水道課長

5 調査項目及び内容

(1) 現地調査

ア 陳情第8号に関する現地調査（大字宇津戸）

「陳情第8号 平成30年（2018）年7月6日崩落した龍王山山肌及び関係する水路・里道などの改修工事の要望書」の内容について担当課から状況説明を聞き、実際に山に入り山道の状況を調査をした。

イ 四季園にしおおた（大字重永）

「四季園にしおおた」へ移動し譲渡施設整備運営事業の状況について現地確認を行い運営状況を視察した。

(2) 米価の高騰に係る米の生産計画について

ア 生産計画70%の考え方及び指導の状況

資料をもとに内容の説明を受けた後、委員からは次のような質問が示された。町が70%という数字を妥当と判断した根拠が不明であり、データがないまま県の方針に追随しただけではないかという疑問がある。減反政策の終了後も水田に戻らず、山林化や太陽光施設に転用されている土地も多く、耕作放棄地は数年で回復困難になる現実がある。そうした中で、農業を町の強みとして掲げているにもかかわらず、明確な根拠のない70%という判断では、農家を守る姿勢が見えにくく、単に県の方針に従っただけではないかと示された。

この質問に対し、担当者からは70%という数字は、昨年12月に県なり全国的な米の消費需要から逆算して導かれた目安であり、町単独のデータによるものではなく、広域的な需要をもとにしている。また、水田として実際に利用可能な農地の面積については農業再生協議会が調査しており、転作や施設転用された土地の状況も考慮された。町内だけの需要を基準にすることはあまり意味がなく、全国的な消費動向を踏まえて70%という目安が設定されたと回答があった。

(3) 令和7年度入札発注工事(250万円以上)の契約・進捗状況及び発注予定について

進捗状況について建設課4件、産業振興課1件、上下水道課2件並びに建設工事発注予定について建設課22件、上下水道課2件、産業振興課4件の調査を行った。

(4) サテライトオフィス事業について

委員からは、サテライトオフィスの誘致において「町と連携する」という

発想は、企業側のニーズとずれている。企業は行政課題の解決ではなく、自社が地域で利益を上げられるかどうかを重視しており、連携そのものを求めているわけではない。重要なのは、企業からアプローチがあった際に迅速に対応し、町の魅力を示すことである。そのためには、セールス視点でトップが直接動く姿勢が求められる。企業が望むのは、町とは関係なく自由に活動できる拠点としてのサテライトオフィスである。

こうした質問・意見に対し、町からはこれまでのサテライトオフィス誘致は「建物ありき」の固定観念にとらわれていたが、現在は通信環境が整っており、場所にこだわらず柔軟に考える必要がある。町の利便性を明確に発信し、興味を持った企業には積極的に足を運び、信頼関係を築くことが重要である。今後は原点に立ち返り、人とのつながりを重視しつつ、町を営業拠点としたい企業に窓口を設けてもらえるよう、姿勢を改めて誘致に活かしていくとの回答があった。

(5) 指定管理施設せら農業公園について

委員より、県民公園やワイナリーの敷地を有効に活用し、イベント誘致の仕組みづくりや情報発信を進めてほしい。また、公園やワイナリーを活用する際には、一般財源に頼らず、利益を確保し赤字を解消する必要があるといった質問に対し、観光業としてしっかり収益を上げる視点で取り組みたい。

また、コロナ禍で経営が厳しい時期が続いたが、ようやく収支が整い始めている。ワイン事業についても、専用品種の成熟により評価が得られつつある。来年の20周年に向けて、会社一丸となって黒字化を目指し、努力を続けている。町としても、引き続き支援していきたいとの回答があった。

(6) 宇津戸下仮屋地区臭気問題について

「ア 臭気指数及び飼育頭数の推移」「イ 各牧場の今後の方針及び計画」についてまず担当課より、第3牧場は閉鎖が決定され、町としては長年の臭気問題の解決に近づくと考えている。一方で、第4牧場は事業継続となり、第3牧場も来年3月までは稼働が続く。町は臭気の実態調査や衛生管理の徹底を進めており、特に第4牧場に対しては、臭気対策の強化を求めていくとの説明を受けた。

委員からは、「臭気指数15という数値が悪臭防止法における基準値であり、それを2度超えた場合には改善勧告を行うという強い姿勢を持ってほしい」との意見が出された。これに対して町は、臭気指数は規制基準を超えているかどうかの判断材料の一つではあるが、生活環境への影響は地域住民の感じ

方に左右されるため、公害対策委員会や地域の意見を尊重して判断していきたいと回答した。

(7) 土木費（道路橋梁費）における投資的経費の推移（5年間）について

委員より、投資的経費は右肩上がりで推移しており喜ばしいが、将来のスマートシティ化には中心部への資本投資や道路・交通網の整備が重要。福祉予算が増加する中でも、将来を見据えた計画的かつ重点的なインフラ整備を進め、まちづくりをしっかりと行ってほしいとの意見に対して、交通網の整備はスマートシティやコンパクトシティの実現に重要であり、人口減少を見据えて計画的に進める必要がある。福祉関連経費が増える中でも、中心部と周辺部のアクセス向上に向けて、必要な経費は財源を踏まえたうえで予算計上していきたいと回答があった。

(8) 総合評価方式（簡易Ⅱ型）の評価項目の考え方及び今後について

資料により説明を受けた。委員からは、総合評価方式を採用すると地元業者の落札が下がるということがあるかとの質問に、本町の土木工事は、原則として町内の事業者に発注され、町外へ流れることはない。また、総合評価方式の入札では毎回複数の業者が参加しており、特定の業者に応札が集中するような偏りはここ数年見られていないと認識していると回答があった。

6 その他（令和7年度行政視察について）

委員から提案のあった視察内容及び候補地について説明を受け、視察受入れ先と日程調整等行っていくこととした。本年10月下旬以降での視察実施に向けて引き続き準備を進める。

以上、産業建設常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

日程第14 議会広報広聴常任委員会報告を行います。

議会広報広聴常任委員長の報告を求めます。

○議会広報広聴常任委員長（向谷伸二） 議長。

○議長（高橋公時） 向谷委員長。

○議会広報広聴常任委員長（向谷伸二） 令和7年6月13日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

議会広報広聴常任委員会

委員長 向谷 伸二

議会広報広聴常任委員会所管事務調査報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

【開会中の事務調査】

- 1 開会日時 令和 7 年 6 月 11 日（水） 午後 1 時開議
- 2 開会場所 世羅町役場 委員会室
- 3 出席委員 向谷伸二、松尾陽子、亀田知宏、佐倉悠希、矢山 靖、
佐々木浩康（高橋議長）
- 4 調査項目及び内容

（１）議会報告会・意見交換会について

ア 令和 7 年度の計画

前回の委員会で確認した 5 月 21 日（土）から 6 月 11 日（土）の毎週土曜日での開催を各自治センター長に相談したが、この時期は運動会や総会、農繁期という事もあり、再調整をしてほしいとの返答であった。自治センターからは個別に開催日等の希望の聞き取りをしてほしいとの意見も多くあったことから、日程を組み直す事とした。

- ①開催時期を 10 月から 11 月の間とする。
- ②開催希望日を第 3 候補まで提示いただく（6 月 30 日締切）
- ③曜日・時間は限定しない（調整は行う）
- ④テーマ・議会だよりリニューアルについての感想
・地域課題について

⑤質問に関する回答は、翌年 2 月頃とする

以上を基本プランとし、6 月 20 日に行われる自治センター長会議において、報告・説明を行い依頼する。

派遣体制は 1 か所 3 名体制とし、振り分けは日程表一覧にて事務局が調整する。日程及び派遣議員が決定後、予定日に出席ができない場合は議員間で調整する。

（２）議会広報研修について

今年度は視察の代わりに、奈良県王寺町から広報アドバイザーを講師とし

て招聘する広報研修を計画している。定例会の日程が先方と重なること、10～11月に意見交換会の実施を予定していることから、8月5日（火）から8日（金）の4日間のうちで調整を依頼することとした。

（３）議会だよりについて

8月号の議会だよりは、全16ページとし、表紙については現在調整中である。

当委員会と猟友会との意見交換を計画している。

編集期間は6月16日以降の1週間程度とすることとした。

以上、議会広報広聴常任委員会の事務調査報告といたします。

○議長（高橋公時） ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。

（「なしの声」あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、議会広報広聴常任委員長の報告を終わります。

日程第15 議会改革調査特別委員会調査中間報告を行います。

議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（田原賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 田原委員長。

○議会改革調査特別委員長（田原賢司） 令和7年6月13日

世羅町議会議長 高橋 公時 様

議会改革調査特別委員会

委員長 田原 賢司

議会改革調査特別委員会調査中間報告

本委員会を次のとおり開会したので、会議規則第47条の規定により報告します。

【開会中の調査】

- 1 開会日時 令和7年6月11日（水） 午前9時20分開議
- 2 開会場所 世羅町議会 議場
- 3 出席委員 田原賢司、佐倉悠希、亀田知宏、矢山 靖、宗重博之、
佐々木浩康、福永貴弘、向谷伸二、上本 剛、松尾陽子、
藤井照憲、（高橋議長）

4 調査事項

(1) 認知症サポーター研修

福祉課高齢者地域包括支援系の職員を講師に認知症サポーター養成講座を開催した。認知症について質疑し、理解と対応などについて学んだ。

(2) 議員報酬の見直しについて

5月30日に特別職報酬等審議会が開かれ、6月6日に町長から議長へ回答された。審議会の答申では、議長33万円、副議長27万5000円、委員長26万4000円、議員25万9000円とされた。主な意見として、税收や町民収入を考慮した検討、成果報酬の導入、予算増額の抑制が挙げられた。報酬改正の時期については、財政状況を考慮したうえで、他の特別職との調整など勘案して、9月定例会で再協議することとなった。

(3) 議会電子表決に伴う議会会議規則の一部改正について

令和6年度の議場音響設備改修に伴い、電子表決システムが導入され、3月に引き続き、議会会議規則の改正が検討された。表決の確定をスムーズに行うため、電子表決システムによる表決第81条の2の第2項に「賛成反対いずれのボタンも押していない場合は反対とみなす」という条文を追加した。

機器不具合時には従来の起立表決を適用する。表決の方法は議会運営委員会において協議する。また表決の際の不在議員の扱いなどの質疑が行われた。賛成全員により本定例会最終日に発委することと決定した。

(4) 議会 YouTube 配信について

デジタル田園都市国家構想推進交付金の条件に基づき「伝わる議会」を目指し、文字変換をセットで導入するシステムが試験中である。一部不具合が改善されているが、誤変換によるクレームへの懸念や対応策が課題として挙げられ、注釈を追加し誤変換がある可能性を伝えるなどの工夫が提案された。また、ライブ配信後のアーカイブについても議論が行われ、データ管理や不適切発言の加工方法などの課題を研究することとし、次回定例会で協議することとした。

以上、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とします。

○議長（高橋公時） 以上で、議会改革調査特別委員長の報告を終わります。

日程第16 議員派遣について を議題といたします。

本件については、会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

お諮りします。ただ今、議員派遣について可決されましたが、本件に関し、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思います。

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ご異議なしと認めます。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

33